

# 後期高齢者医療保険料納付方法変更届出書

(年金差引きに戻す手続き)

平成 年 月 日

熊本市長 殿

以前提出した、「後期高齢者医療保険料納付方法変更届出書」の申し出を撤回し、後期高齢者医療保険料の納付方法を、普通徴収（口座振替）から特別徴収（年金差引き）に変更することを届け出ます。

被保険者番号		
被 保 険 者	氏 名	印
	生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日生
	住所	熊本市
	電話番号	
届 出 者	氏 名	
	電話番号	

※届出者が被保険者本人の場合は、「本人」とご記入ください。

- ・ 年金差引きが開始するのは、10月になります。
- ・ 年金額や年間の保険料額によっては、年金差引きができないこともあります。

市役所確認欄（これより以下は記入しないでください。）

■特別徴収開始月 平成 年 月

申 請	認 定

受 付